

**令和2年度
社会福祉法人徳島蒼生福祉会事業報告書**

徳島蒼生福祉会理念

福祉サービスの提供において、個人の尊厳を大切にし、その利用者の意向を尊重し、地域の一員として自立した日常生活を営むことができるよう、質の高い支援で、福祉に貢献することを目指します。

徳島蒼生福祉会基本方針

- (1)利用者一人ひとりの人権を守り、健康で心豊かな活力のある安心した生活ができるよう支援を行う。
- (2)利用者が自ら考え行動し、他者と協働しつつ、新たな価値を生み出す力を育成する。
- (3)利用者一人ひとりの状況に配慮した、より専門的な支援ができるよう職員のスキルアップに努め、信頼される施設運営に努める。
- (4)利用者の自立に向けた社会人としてのあいさつや言葉遣いなどのマナーや知識を深めるとともに、職業人として求められる能力が高められるよう支援を行う。
- (5)地域における公益的な取組みを通じて、広く地域の人々に信頼される法人を目指す。

施設所在地・名称

法人本部

所在地 板野郡北島町中村字東堤ノ内28-5
名称 徳島北障害者支援センター
代表電話 088-698-1705

事業所

所在地 板野郡北島町中村字東堤ノ内28-5
名称 相談支援事業所「ライフ」
代表電話 088-698-1705

所在地 板野郡北島町鯛浜字川久保194-1
名称 蒼生園放課後等デイサービス事業所「ポプラ」
居宅介護支援事業所「アサガオ」
電話 088-678-4153

所在地 板野郡北島町新喜来字下竿1-137
名称 蒼生園放課後等デイサービス事業所「こども未来」
電話 088-679-9825

1 重点的な事業

(1)法人の適切な運営

新規事業の準備、計画の見直し等
新型コロナウイルス感染症の予防及び対策の徹底
法人組織の機能強化（法人事務局の運営、法人単位の資金管理）
公益財団法人日本財団からの助成金交付による車両整備（福祉車両1台）
社会福祉法人徳島共同募金会からの共同募金配分金による車両整備（軽福祉車両1台）
徳島県より徳島県障がい者就労「開拓」応援事業補助金による車両整備（軽車両1台）
職員の資質の向上及び処遇改善、健康診断の実施

(2)各事業所体制の確立

徳島北障害者支援センター

指定就労移行支援事業所の運営

利用定員 6名
(指定日 平成18年9月31日)

指定就労継続支援B型事業所の運営

利用定員 34名
(指定日 平成20年12月1日)

蒼生園 放課後等デイサービス事業所「ポプラ」

- 指定放課後等デイサービス事業所の運営 利用定員10名
(指定日 平成24年10月3日)
- 蒼生園 放課後等デイサービス事業所「こども未来」
指定放課後等デイサービス事業所の運営 利用定員10名
(指定日 令和元年8月1日)
- 相談支援事業所「ライフ」
指定特定相談支援事業所の運営 (指定日 平成26年8月1日)
- 指定障害児相談支援事業所の運営 (指定日 平成26年8月1日)
- 指定一般相談支援事業所の運営 (指定日 平成26年12月1日)
- 居宅介護支援事業所「アサガオ」
指定居宅介護支援事業所の運営 (指定日 令和3年3月12日)
- 新規事業の計画
指定生活介護事業所開設準備
指定就労継続支援B型事業所開設準備
共同生活援助事業所開設準備
指定就労継続支援A型事業所開設準備
徳島市日中一時支援事業の受託

(3) 個々の利用者への理解と専門的対処方法の向上

(4) 障害福祉サービス事業等の拡充

(5) 非常災害時等における対策等(備蓄品の確認、耐震対策、避難訓練等)

(6) 法人全体での新型コロナウイルス感染拡大防止対策

職員及び利用者の体調管理、朝、昼、夕の検温の実施、マスク着用の徹底、手洗い及び手指消毒の徹底、朝礼や昼食時等に3密を避ける対処
施設内のアルコール消毒や換気の徹底及び空気清浄機の設置、アルコール消毒器の設置、車両のアルコール消毒及び換気の徹底
感染症対策委員会の設置、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けての周知徹底

2 障害者総合支援法、児童福祉法に基づく事業運営

(1) 事業所のサービスの概要

施設名 徳島北障害者支援センター

○指定就労移行支援事業所の運営

指定就労移行支援事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労を希望する65才未満の利用者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対して、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行った。

○指定就労継続支援B型事業所の運営

指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行った。

施設名 徳島北障害者支援センター 徳島事業所開設準備(令和3年11月開所予定)

徳島北障害者支援センターの従たる事業所として、事業者及び関係機関と連絡調整を行い、体制の確立を図り、開設準備を進めた。

施設名 蒼生園 放課後等デイサービス事業所「ポプラ」

○指定放課後等ディサービスの運営

学習療育を中心として、自己肯定感・学習態度等を育み、成功体験を積み重ね楽しく学習ができるよう支援した。また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行った。

施設名 蒼生園 放課後等デイサービス事業所「こども未来」

○指定放課後等ディサービスの運営

運動療育を中心として粗大運動や微細運動、神経系のトレーニングを

実施し、基本的な動きの感覚や運動で脳を刺激することにより集中力、コミュニケーション能力等の向上を支援した。また、障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行った。

施設名 相談支援事業所「ライフ」

○指定一般相談支援事業の運営

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、地域相談支援を当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適正かつ効果的に実施した。

○指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業の運営

障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント等を実施した。

施設名 居宅介護支援事業所「アサガオ」

○指定居宅介護支援事業の運営

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整等を実施した。

指定生活介護開設準備

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う事業の体制について検討した。

指定就労継続支援B型事業所（新規）開設準備

通所により、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行う体制について検討した。

共同生活援助事業開設準備

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行うサービスにおける体制づくりを協議した。

指定就労継続支援A型事業所開設準備

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援の体制について検討した。

(2) 従業員の職種、員数及び職務内容

徳島北障害者支援センター

指定就労移行支援、指定就労継続支援B型（多機能型）の運営

○管理者 1名（兼務）

管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行った。また、従業員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行った。

○サービス管理責任者 1名（兼務）

サービス管理責任者は、次の業務を行った。

ア 次条に規定する個別支援計画の作成等に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外にお

ける指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

エ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

○生活支援員 2名（兼務2名）

生活支援員は、指定就労移行支援、指定就労継続支援B型の提供において、対人関係、余暇の活用、その他自立を行うための支援を行った。

○職業指導員10名（兼務9名）

職業指導員は、指定就労移行支援、指定就労継続支援B型の提供において、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業のスキルの習得・向上に関することに従事した。

○就労支援員 1名（兼務）

就労支援員は、指定就労移行支援の提供において、一般就労にむけて、事業所内や企業における作業や就労実習の支援を行った。

○目標工賃達成指導員 2名

目標工賃達成指導員は、指定就労継続支援B型の提供において、利用者の作業意欲の向上と新規作業及び施設外就労等の開拓をし、工賃向上における支援を行った。

○事務職員 4名（兼務4名）

蒼生園 放課後等デイサービス事業所「ポプラ」の運営

○管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行った。

○児童発達支援管理責任者 1名（兼務）

児童発達支援管理責任者は、障がい児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術を提供した。

○指導員又は保育士 3名

指導員又は保育士は、学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行った。

○事務職員1名（兼務）

○その他必要な職員（吉野川病院 理学療法士1名）

日常生活を営むのに必要な機能訓練を実施した。

蒼生園 放課後等デイサービス事業所「こども未来」の運営

○管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行った。

○児童発達支援管理責任者 1名（兼務）

児童発達支援管理責任者は、障がい児支援に関する専門的な知識と経験及び個別支援計画の作成・評価などの知見と技術を提供した。

○指導員又は保育士 4名

指導員又は保育士は、学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行った。

○事務職員1名（兼務）

○その他必要な職員（吉野川病院 理学療法士1名）

日常生活を営むのに必要な機能訓練を実施した。

相談支援事業所「ライフ」

指定一般相談支援、指定特定相談支援、指定障害児相談支援の運営

○管理者 1名（兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行った。

○相談支援専門員 1名（兼務）

相談支援専門員は利用者への技術的指導及び助言を実施した。（地域移行計画の作成、相談援助、障害福祉サービス事業の体験利用、一人暮らしに向けた体験的な宿泊、地域定着支援台帳の作成、常時の連絡体制の確

保、緊急事態への対応等)
居宅介護支援事業所「アサガオ」
指定居宅介護支援事業の運営

- 管理者 1名（兼務）
 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行った。
- 居宅介護支援専門員 1名（兼務）
 要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス（訪問介護、デイサービスなど）を受けられるようにケアプラン（介護サービス等の提供についての計画）の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行った。

(3) 月別利用者数

徳島北障害者支援センター

（単位：人）

指定障害福祉サービスの種類	令和2年度月別利用者実績											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指定就労移行支援	6	6	6	6	6	6	6	6	7	6	6	9
指定就労継続支援B型	47	47	46	46	45	45	45	45	46	46	46	45

蒼生園

（単位：人）

障害児通所支援	令和2年度月別利用者実績											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指定放課後等デイサービス「ポプラ」	9	10	10	9	9	9	9	10	10	9	10	9
指定放課後等デイサービス「こども未来」	8	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

相談支援事業所「ライフ」

（単位：人）

相談支援事業	令和2年度月別実績											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指定特定相談支援	31	10	14	4	5	27	10	16	24	7	2	10
指定障害児相談支援	15	20	9	11	8	21	16	9	15	7	12	11

居宅介護支援事業所「アサガオ」

（単位：人）

居宅介護支援事業	令和2年度月別実績											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指定居宅介護支援												0

(4) 徳島北障害者支援センター指定就労継続支援B型の目標工賃実績

目標 26,000円 実績 17,567円

(5) 徳島北障害者支援センター事業内容

① 作業内容

指定就労移行支援

内職（造花の組み立て、ちぎり作業、電機部品の組立、針並べ、紙製品の折り・袋詰め、飛沫防止シールドの作成等）

写真等印刷、写真撮影、製本等の作業

空き缶の回収、選別作業（アルミ缶、スチール缶）

企業における実習（特養のシーツ交換等）

わかめ販売

マンション掃き掃除

公園清掃（16カ所）

公園トイレ清掃（5カ所）

供養代行事業

とくしま授産支援協議会からの請負作業等

ポスティング

施設外就労・施設外支援

指定就労継続支援B型

内職（造花の組み立て、ちぎり作業、電機部品の組立、針並べ、紙製

品の折り・袋詰め、飛沫防止シールドの作成等)
 印刷、写真コーナーの運営
 マイエンザの製作・保管、販売（株式会社 徳松と共同事業）
 自動販売機の入替え作業
 空き缶の回収、選別作業
 新聞、段ボールの整理等の作業
 野菜販売
 供養代行事業
 マンション清掃
 公園清掃（16カ所）
 公園トイレ清掃（5カ所）
 ポスティング
 施設外就労・施設外支援

② 障害者の適正にあった職場探し

ハローワーク等との連携

③ 就労後の職場定着のための支援

約6カ月間

④ その他定例行事等

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事等を大幅に減らし、行事の際には感染症対策を徹底し、実施している。

利用者関係

○生活セミナー・集団セミナー（徳島北障害者支援センター）

令和	2年	4月11日	「新型コロナウイルス感染症対策について」
		7月4日	「歯科健康教室」
		8月22日	「新型コロナウイルス感染症対策について」
	1	2月5日	「新型コロナウイルス感染症対策について」
令和	3年	2月20日	「新型コロナウイルス感染症対策について」
		3月14日	「集団行動のルールについて」

○レクリエーション

令和	2年	7月17日	ソフトボール (吉野川河川敷南岸グラウンド)
		11月21日	キャッチボール(松茂中央公園)
	1	2月3日	ソフトバレー(松茂総合体育館)
令和	3年	1月16日	新年会(レクリエーション・新年の抱負)(徳島北障害者支援センター)

○個別セミナー（就労・生活面の支援、指導など）

定期的に3カ月に最低1回 随時対応

○個別相談

(日常生活での悩みごとの相談、福祉サービスの利用方法)

1カ月に1回以上個別相談の実施 随時対応

○利用者の送迎サービスの実施

徳島、川内、上板、藍住、北島、鳴門、松茂方面

○その他

工賃評価会議の定期的な開催（電話対応）			月1回
消防訓練（避難・消火・誘導）	令和	2年	6月29日
消防訓練（避難・消火・誘導）			
立ち会い 板野東部消防組合	令和	2年	11月24日
防災訓練（地震・津波）	令和	3年	3月23日

(6) 蒼生園放課後等デイサービス事業所「ポプラ」利用者関係

① 機能訓練

○第1土曜日勉強会
 ○第4土曜日音楽療法
 ○心理カウンセリング

② 定期講座

○英語教室 ○図画工作 ○習字教室 ○手芸教室
 ○料理教室 ○お誕生会等

③年間行事

蒼生園放課後等デイサービス事業所「ポプラ」プレイルーム他にて

令和2年 4月	
1日～3日 図画工作（楽器作り）	15日 習字教室 18日 勉強会 図画工作（組み合わせ）
6日～8日 図画工作（壁面作り）	20日～24日 図画工作（こいのぼり作り）
6日 お誕生会	23日 習字教室
7日 習字教室	25日 音楽療法 料理教室（プリン）
9日・10日 図画工作（染めちょうちょ）	27日 図画工作（折り紙） 読み聞かせ
11日 図画工作（スライム）	28日30日 図画工作（フタバプロペラ）
13日14日 手芸教室（おにぎり）	
15日～17日 手芸教室（ブレスレット）	
5月	
1日 図画工作（こいのぼり） 習字教室	18日 勉強会
6日 お誕生会	18日19日 手芸教室（首飾り）
7日8日 図画工作（皿回し）	20日 習字教室
9日 手芸教室（母の日カード）	20日～22日 図画工作（テルテル坊主）
11日12日 図画工作（カード立て）	23日 図画工作（プカプカボール）
13日～15日 図画工作（はらぺこあおむし）	25日 音楽療法
14日 習字教室	25日～29日 図画工作（靴ひも結び）
16日 図画工作（パッチンかえる）	27日 読み聞かせ 30日 図画工作（折り紙飛行機）
6月	
1日 図画工作（壁飾り）	15日～19日 手芸教室（鉛筆立て）
2日 習字教室	20日 図画工作（ボール作り） お誕生会
4日5日 手芸教室（雨粒ガーランド）	22日～25日 図画工作（七夕飾り）
6日 図画工作（壁掛け時計作り）	25日 習字教室
8日～10日 図画工作（紙皿時計作り）	27日 図画工作（お池にピョン）
11日12日 図画工作（デジタル腕時計）	29日30日 図画工作（カタツムリ）
13日 料理教室（手作りおやつ） 習字教室	
7月	
1日3日 図画工作（ストロー吹き絵）	14日 習字教室
4日 図画工作（シャボン玉）	18日 料理教室（おやつ作り）
勉強会	20日～23日 図画工作（金魚すくい）
6日7日 図画工作（夏の折り紙）	25日 図画工作（バブルペイント） 習字教室
8日～10日 図画工作（スピナー）	27日～29日 図画工作（すいか作り）
11日 図画工作（ふうせんおぼけ）	30日 図画工作（グニョグニョ）
13日 手芸教室（ひまわり作り）	
8月	
1日 図画工作（スライム）	19日21日 図画工作（ホウキ作り）
3日 手芸教室（指でつぶつぶ）	22日 料理教室（手作りおやつ） 習字教室
5日 習字教室	24日25日 図画工作（イカ焼き作り）
6日7日 図画工作（スター作り）	26日～28日 図画工作（貝がらモビール）
8日 図画工作（サイコロ作り） 勉強会	
11日～13日	

17日18日 図画工作 (輪投げ) 図画工作 (カラフル)	27日 習字教室 29日 図画工作 (魚の壁飾り) 31日 図画工作 (アイスリレー)
9月	
1日2日 図画工作 (ミニ大砲) 2日 習字教室 3日4日 図画工作 (たこイカレース) 5日 図画工作 (浮枕子) 7日8日 図画工作 (ぶどう作り) 9日~11日 図画工作 (ボール飛ばし) 12日 勉強会 図画工作 (玉飛ばし) 14日15日 図画工作 (葉っぱモビール)	16日17日 図画工作 (片手でブンブン) 18日19日 手芸教室 (ブレスレット) 19日 習字教室 23日~25日 図画工作 (バルーンアート) 26日 料理教室 (手作りおやつ) 読み聞かせ 28日29日 図画工作 (満月と月見) 28日 お誕生会 29日 習字教室 30日 図画工作 (ペーパートンボ)
10月	
1日2日 図画工作 (ペーパートンボ) 3日 図画工作 (小麦粉粘土) 勉強会 5日~7日 手芸教室 (かぼちゃ) 8日9日 図画工作 (モビール) 10日 図画工作 (季節の折り紙) 習字教室 12日13日 図画工作 (もこもこおばけ) 14日15日 図画工作 (キャッチング) 15日 習字教室	16日 お誕生会 17日 図画工作 (自由工作) 読み聞かせ 19日20日 図画工作 (リース) 21日23日 図画工作 (とびだすおばけ) 24日 料理教室 (手作りおやつ) 26日27日 図画工作 (こうもりカップ) 27日 習字教室 28日 図画工作 (めがね) 29日30日 図画工作 (紅葉木) 31日 ハロウィン
11月	
1日 図画工作 (ストロー工作) 4日5日 図画工作 (季節の折り紙) 6日 読み聞かせ 7日 図画工作 (クレヨンステン ドグラス風) 勉強会 9日10日 図画工作 (焼きイモ) 11日~13日 手芸教室 (はりねずみ) 12日 習字教室 14日 野外活動 (秋をさがしに) 16日 お誕生会	16日17日 図画工作 (ストロー工作) 18日20日 図画工作 (もみじスタンプ) 21日 図画工作 (トライアングル ツリー) 習字教室 24日25日 図画工作 (墨流し) 24日 習字教室 26日27日 図画工作 (みのむし飾り) 28日 料理教室 (手作りおやつ) 30日 図画工作 (踊る生き物海編)
12月	
1日2日 図画工作 (踊る生き物) 3日4日 図画工作 (キラキラブーツ) 3日 習字教室 5日 図画工作 (いもむしレース) 勉強会 7日~9日 手芸教室 (雪だるま) 10日11日 図画工作 (トナカイの飾り)	14日~16日 図画工作 (リース) 17日18日 図画工作 (おりがみ凧) 19日 お誕生会 習字教室 21日~24日 図画工作 (年賀状作り) 22日 習字教室 25日 お楽しみ会 (クリスマス会) 26日 図画工作 (スノードーム)

12日 料理教室（おやつ作り） 読み聞かせ	28日 料理教室（年越しそば） 読み聞かせ
令和3年1月	
4日～8日 図画工作（絵馬作り） 4日 読み聞かせ 9日 図画工作（モミモミ風船） 勉強会 12日 図画工作（ボールとばし） 13日～15日 図画工作（紙ししまい） 13日 習字教室 16日 料理教室（手作りおやつ） お誕生会	18日～20日 図画工作（スノーマン） 21日22日 図画工作（豆入れ） 21日 習字教室 23日 図画工作（季節のおりがみ） 25日～27日 図画工作（おに作り） 28日29日 図画工作（お面作り） 30日 読み聞かせ 習字教室
2月	
1日2日 図画工作（オニのまと） 2日 習字教室 3日 節分豆まき 読み聞かせ 4日5日 図画教室（雪だるま） 6日8日9日 図画工作（チョコデコ） 勉強会 10日 図画工作（ポーチ） 13日 習字教室	15日16日 手芸教室（毛糸の帽子） 16日 お誕生会 17日～20日 手芸教室（毛糸のボンボン） 20日 料理教室（手作りおやつ） 22日 図画工作（ネコ耳の帽子） 24日～27日 図画工作（おひな様飾り） 25日 習字教室 27日 読み聞かせ
3月	
1日～3日 手芸教室（刺し子） 2日 習字教室 3日 ひなまつり 4日～6日 図画工作（啓蟄のカエル） 6日 勉強会 8日 読み聞かせ 9日 図画工作（自由工作） 10日～12日 図画工作（たんぽぽ花作り） 13日 料理教室（手作りおやつ） 習字教室	15日～18日 図画工作（レインボー） 19日 図画工作（自由工作） 22日～26日 図画工作（さくら作り） 26日 習字教室 27日 野外活動（春をさがして） 読み聞かせ 29日 お別れ会 お誕生会 30日31日 図画工作（お魚ロケット）

(7) 蒼生園放課後等デイサービス事業所「こども未来」利用者関係

①機能訓練

- 第1・3火曜日の運動療法
- 第2火曜日の理学療法士による機能訓練
- 心理カウンセリング

②定期講座

- 図画工作 ○習字教室 ○手芸教室 ○野外活動 ○運動療育
- お誕生会等

③年間行事

蒼生園放課後等デイサービス事業所「こども未来」プレイルーム他にて

令和2年4月	
1日～2日 感覚運動 (河川敷公園)	14日 機能訓練
3日 感覚遊び (フリスビー作り)	15日 お誕生会
6日 感覚運動 (お花見散歩)	16日 17日 感覚運動 (輪投げ)
7日 感覚遊び (折り紙)	20日 図画工作 (カレンダー)
運動療法	21日 運動療法
8日～10日 感覚運動 (ラケット運動)	21日 27日 感覚遊び (折り紙)
10日 習字教室	22日～24日 28日 30日 感覚運動 (ボール遊び)
13日～15日 感覚遊び (スポーツチャンバラ)	28日 習字教室
5月	
1日 感覚遊び (ひこうき)	18日 お誕生会
7日 8日 図画工作 (母の日)	19日 運動療法
11日 12日 感覚運動 (ボール遊び)	20日 感覚遊び (小麦粘土)
13日 感覚遊び (新聞紙グローブ)	21日 22日 感覚運動 (指人形サッカー)
14日 15日 感覚運動 (綱引き)	25日～27日 感覚運動 (フラフープ)
18日 19日 感覚遊び (コップリレー)	26日 習字教室
	28日 29日 感覚運動 (風船運動)
6月	
1日～5日 感覚遊び (的当て)	16日 運動療法
2日 運動療法	17日～19日 図画工作 (プレゼント作り)
8日 9日 感覚運動 (お手玉)	17日 習字教室
9日 機能訓練	22日 図画工作 (カレンダー作り)
10日～12日 感覚運動 (しっぽとり)	23日～26日 感覚遊び (新聞紙グローブ)
15日 16日 感覚運動 (おしり競争)	29日 30日 感覚遊び (魚釣り)
7月	
1日～3日 感覚遊び (七夕飾り)	13日 14日 感覚運動 (ゴム飛び)
6日～8日 感覚遊び (カードめくり)	14日 機能訓練
7日 運動療法	15日～17日 感覚運動 (けん玉)
8日～10日 感覚遊び (ストロー弓矢)	16日 習字教室
9日 習字教室	20日～22日 感覚運動 (ボールを使って)
	27日～31日 感覚遊び (水てっぽう)
8月	
3日 5日 7日 感覚運動 (ボールキャッチ)	18日 運動療法
4日 感覚運動 (フルーツバスケット)	19日 感覚運動 (ドッジボール)
4日 運動療法	20日 21日 感覚遊び (糸電話)
6日 感覚運動 (時限爆弾ゲーム)	20日 習字教室
7日 習字教室	24日 25日 感覚遊び (ふき矢)
11日 感覚遊び (フリスビー)	25日 機能訓練
12日 18日 感覚遊び (紙てっぽう)	26日 感覚運動 (フラフープ)
13日 感覚運動 (公園に行こう)	27日 28日 感覚遊び (ドミノ倒し)
17日 感覚運動 (水遊び)	31日 感覚運動 (けんけんぱ)

9月	
1日2日 感覚遊び (中華ゴマ) 1日 運動療法 3日4日 感覚運動 (風船ゲーム) 7日~9日 感覚遊び (ペーパートレー ニング) 8日 機能訓練 10日 感覚運動 (散歩に行こう) 11日 感覚運動 (ボールを使って) 11日 習字教室	14日15日 感覚遊び (箱の中身は?) 15日 運動療法 16日~18日 感覚運動 (目隠し鬼ごっこ) 23日25日 感覚遊び (紙ロケット) 24日 感覚遊び (散歩に行こう) 24日 習字教室 28日29日 感覚運動 (ボルダリング) 30日31日 感覚運動 (袋ふうせん)
10月	
1日2日 感覚運動 (紙ブーメラン) 5日6日 感覚遊び (空飛ぶUFO) 6日 運動療法 7日~9日 感覚運動 (新聞紙綱渡り) 12日13日 感覚運動 (わなげ) 13日 習字教室 14日15日 感覚遊び (ヒモつきボール) 16日 お誕生会	19日20日 感覚運動 (ボールとり) 20日 運動療法 21日~23日 感覚運動 (走って飛ばそう) 26日27日 感覚遊び (パン粉ねんど) 27日 機能訓練 28日~30日 感覚運動 (ころころりん) 29日 習字教室 30日 ハロウィン
11月	
2日 感覚運動 (クマ歩き競争) 4日~6日 感覚運動 (キャタピラ競争) 4日 習字教室 9日10日 感覚運動 (新聞紙ホッケー) 11日~13日 感覚遊び (コロコロ遊び) 16日17日 感覚遊び (手作りボール)	17日 運動療法 18日~20日 感覚遊び (移動玉入れ) 24日~26日 感覚運動 (長靴を使って) 24日 機能訓練 26日 習字教室 27日 プラバン作り 27日 お誕生会 30日 感覚遊び (新聞風船バレー)
12月	
1日2日 感覚運動 (ジャンケン列車) 3日4日 感覚遊び (輪くぐり) 3日 お誕生会 7日8日 感覚運動 (ツイスター) 8日 習字教室 9日10日 感覚運動 (カウボーイ) 11日 感覚運動 (風船チャンバラ) 14日~18日 感覚遊び (リース)	14日16日18日 感覚運動 (2人組かけっこ) 15日 運動療法 17日 習字教室 21日22日 感覚遊び (小しめ縄作り) 21日~24日 感覚遊び (年賀状作り) 22日 機能訓練 25日 クリスマス会 28日 感覚運動 (笑いヨガ)
令和3年1月	
4日5日 感覚遊び (凧上げ) 5日 運動療法 6日~8日 感覚運動 (巨大はねつき) 12日13日	18日 お誕生日 19日 運動療法 20日~22日 感覚遊び (ボトルダーツ) 25日26日 感覚運動 (雪合戦)

14日15日 感覚運動（なわとび） 感覚遊び（クレーンゲーム） 15日 習字教室 18日19日 感覚遊び（パイプライン）	26日 機能訓練 27日～29日 感覚運動（ピンポン入れ） 28日 習字教室
2月	
1日2日 感覚運動（節分ボーリング） 2日 運動療法 3日～5日 感覚遊び（静電気クラゲ） 8日9日 感覚運動（テープダーツ） 9日 習字教室 10日12日 感覚遊び（ぽっくり作り）	15日 感覚運動（電池人間ゲーム） 16日 お誕生会 運動療法 17日～19日 感覚遊び（イライラ棒） 18日 習字教室 22日24日 感覚運動（新聞フリスビー） 25日26日 感覚運動（ゴム跳び）
3月	
1日～3日 感覚運動（渡りゲーム） 2日 運動療法 4日5日 感覚遊び（新聞紙グローブ） 8日10日 感覚遊び（ひこうき） 9日 お誕生会 習字教室 11日12日 感覚運動（バスケット） 15日～17日 感覚遊び（せっけん作り）	16日 運動療法 18日19日 感覚運動（タオルゲーム） 22日23日 感覚運動（伝言ゲーム） 24日25日 感覚遊び（的当て） 25日 習字教室 26日 感覚運動（なわとび） 29日 お別れ会 30日 感覚運動（春を探そう） 31日 感覚運動（風船バレー）

(8) 職員研修関係(全職員)

○定期的な職員等研修会の実施

令和 2年 6月19日

- ①個人情報保護について
- ②権利擁護、人権について
- ③対人援助の技術と知識について
- ④必要な心構えやコミュニケーションのあり方について
- ⑤交通安全について
- ⑥感染症対策について（新型コロナウイルス等）

7月22日

- ①熱中症の事前対策と初期対応について
- ②害虫対策（セアカコケグモ、ヒアリ、マダニ、ヒラズゲンセイ）

10月24日

- ③災害時の対応について
- ④食中毒予防及び衛生管理について
- ①危機管理（ヒヤリハット）について（職員同士のワークショップ）
- ②利用者の権利擁護と虐待防止
- ③ノロウイルス・インフルエンザなどの感染症の初期対応について
- ④仕事ができる職員とは

(9) その他

○インフルエンザの予防接種（全職員）

令和2年11月5日～6日 職員26名、利用者38名接種

○社会福祉関係等資格支援補助の実施（受講料等の約30%以下）

○健康診断の実施（全職員）

利用者は、健康保持のための措置（平18厚令171第184条準用）

(第87条)として実施。職員は、労働安全衛生法第66条に基づく検査(定期健康診断)の実施。

令和3年1月20日 職員23名、利用者49名 計72名受診

3 徳島県内の支援学校からの実習生の受け入れ

徳島県立板野支援学校

令和2年8月18日 ~ 20日 1名

4 事業報告の附属明細書の記載省略について

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。